

研究活動における不正行為への対応の流れ

【通報等】

〔第9条、第10条〕

- 受付窓口(国立大学法人佐賀大学公益通報規程条3条)
- 通報等(通報・相談)は、書面、電話、FAX、電子メール又は面会による
- 通報等は通報書(原則顕名)により、不正とする科学的な合理性のある理由等を明示(匿名による通報は相当の理由、証拠等がある時に限り受け付け)
- 受付窓口は、通報を受け付けた時は、直ちに研究担当理事に報告、速やかに通報者に通知

【予備調査】

〔第13条〕

- 研究担当理事は調査を行うことを決定した時は、速やかに被通報者が所属する部局長に、通報内容の合理性・調査可能性等についての調査を依頼
- 部局長は、通報を受け付けた日から30日以内に予備調査の結果を研究担当理事に報告
- 研究担当理事は、調査を行うことを決定した時は、速やかに通報者及び被通報者に通知し、学長及び文部科学省等(文部科学省・配分機関)に報告

【調査】

〔第14条〕

- 研究担当理事は研究公正委員会の下、通報事案ごとに調査委員会を設置し、調査を行うことを決定した日から30日以内に調査開始
- 通報者・被通報者は調査委員会設置の通知後10日以内に調査委員会の構成に対し、異議申立て可能
- 研究担当理事は異議申立てが妥当であると判断した場合は委員を交代等させ、通報者・被通報者に通知
- 調査委員会委員長は、調査の開始から150日以内に、調査結果を研究公正委員会委員長に報告
- 調査を行う場合、被通報者に書面・口頭による弁明の機会を付与

【認定】

〔第16条〕

- 研究公正委員会は、調査結果の報告を受けた時は、速やかに認定
- 認定を行う場合、被通報者に書面又は口頭による弁明の機会を付与
- 研究担当理事は、認定を終了した時は認定結果を速やかに通報者・被通報者に通知し、被通報者が所属する部局長・文部科学省等に報告(悪意に基づく通報と認定した場合、通報者が所属する部局長に報告)

【不服申立て】

〔第18条、第19条〕

- 不正行為と認定された被通報者・悪意に基づく通報と認定された通報者は、認定結果の通知を受けてから14日以内に、研究担当理事に対し、不服申立て可能
- 研究担当理事は、不服申立てを受けた時は、通報者に通知、学長・被通報者が所属する部局長・文部科学省等に報告(悪意に基づく通報者からの不服申立てを受けた時は、被通報者に通知、学長・悪意に基づく通報者が所属する部局長・文部科学省等に報告)
- 研究担当理事は、不服申立てを受けた時は、研究公正委員会に審査依頼
- 研究公正委員会は、不服申立ての趣旨・理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定
- 研究担当理事は、研究公正委員会が再調査を行うことを決定した時は、直ちに被認定者に通知(再調査を行わないことを決定した時は、直ちに被認定者に通知し、学長・被認定者が所属する部局長・文部科学省等に報告)

【再認定】

(第20条)

- 研究公正委員会は、不正行為と認定された被通報者から不服申立てを受けた日から50日以内に認定結果を覆すか否かを決定し、研究担当理事は、被通報者に通知、学長・被通報者が所属する部局長・文部科学省等に報告
- 研究公正委員会は、悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服申立てを受けた日から30日以内に認定結果を覆すか否かを決定し、研究担当理事は、通報者に通知、学長・悪意に基づく通報者が所属する部局長・文部科学省等に報告

【認定結果の公表等】

〔第21条〕

- 学長は、不正行為と認定した時は、原則として速やかに認定結果を公表(個人情報・知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除く)
- 学長は、不正行為が行われなかったと認定した時は、原則として、認定結果を非公表(認定事案が外部に漏えいしていた場合、論文等に故意によるものでない誤りがあった場合、悪意に基づく通報と認定した時は、認定結果を公表)

【措置】

〔第22条〕

- 学長は、不正行為と認定した時又は悪意に基づく通報と認定した時は、被認定者に対し、当該不正行為の重要性の程度に応じて、速やかに、法人規則等に基づき適切に措置
- 学長は、不正行為が行われなかったと認定した時は、被通報者の教育研究活動の正常化・名誉回復のために適切に措置